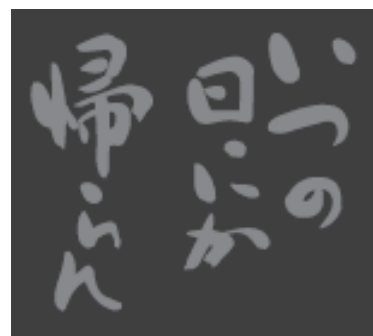


ハンセン病問題を 正しく理解しましょう



鳥取県



ハンセン病とはどんな病気ですか？

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる感染症です。症状が進むと失明、手足の麻ひ、皮ふに様々な病的変化が現れてきたりします。

また、病気の原因がよく分からなかった時代には、「不治の病」、「遺伝病」などと誤解され、患者の方々は、不当な差別を受けてきました。

かつては、「らい病」と呼ばれていましたが、「らい菌」を発見したノルウェー人医師ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

ハンセン病はうつりにくい感染症です

「らい菌」の感染力は非常に弱く、非常にうつりにくい感染症です。発病には、個人の抵抗力などが関係しますが、発病することはまれです。

現在、日本国内で新たに発病する人が、年間に数名程度であることからわかるように、「らい菌」に感染しても、ハンセン病を発病することはほとんどありません。また、遺伝病ではありません。

ハンセン病は治る病気です

昭和18年にアメリカで「プロミン」という薬が開発されてから、ハンセン病の治療は革新的に進歩しました。現在は、WHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせる治療が行われています。

ハンセン病は、早期に発見し、正しい治療をすることで後遺症を残すことなく、完全に治すことができます。

ハンセン病問題とは何ですか？

かつてハンセン病を患った方々は「らい予防法」という法律により、ハンセン病療養所という施設に強制的に収容されました。その後医学が進歩し、薬を飲みながら通院で治すことができるようになったにも関わらず、法律は廃止されず、強制的な収容政策が続けられました。

この間、元患者は療養所内で、さまざまな人権侵害を受けるとともに、その家族の方々も社会の厳しい偏見・差別にさらされました。このような重大な人権侵害がハンセン病問題です。

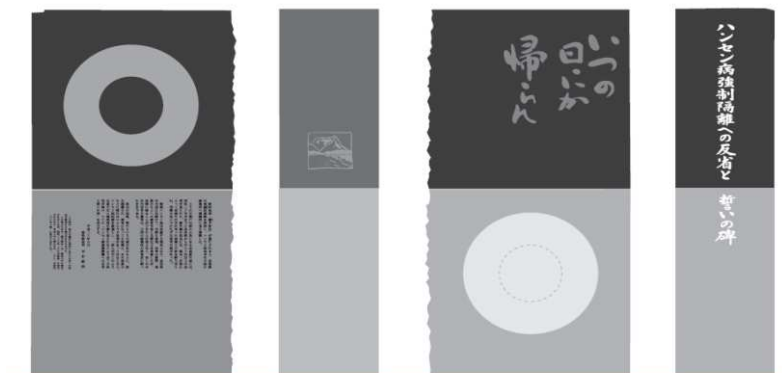
全国のハンセン病療養所に入所されているほとんどの方は、すでにハンセン病は治癒していますが、高齢や後遺症、周囲の偏見などのため、退所する方は少ないのが現状です。また、療養所で亡くなった方の遺骨の多くは、実家のお墓に入れず、療養所の納骨堂に収められています。

「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」の建立

鳥取県には、国によるハンセン病患者の強制隔離政策に従って「無らい県運動」を徹底してきた過去があります。この反省をもとに「ハンセン病問題」を風化させず、ハンセン病問題を考える拠点として、「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」を建立しました。建立にあたっては、多くの県民の方々の募金をいただきました。

●設置場所 とりぎん文化会館正面入口前(鳥取市尚徳町101-5)

●設置の日 平成20年6月30日



碑文

昭和初期「癩^{らい}予防法」が施行されると、鳥取県は無癩^{らい}県運動を開始し、ハンセン病患者を全国の療養所へ強制的に送り隔離した。

とりわけ瀬戸内海の小島にある長島愛生園には、昭和三十年代までに鳥取県から百八十名以上の患者が送られた。愛生園の浜辺には、偏見・差別によって家族や生まれ育った故郷との絆を断ち切られ、望郷の思いでたえず患者の姿があった。

戦後ハンセン病は治癒する病気となり、鳥取県は全国に先駆けて、里帰り事業、知事の謝罪、遺族のもとへの遺骨引取り支援などを実施したが、故郷に帰ることができた人は殆どなく、多くの本県出身者の遺骨は、全国の療養所の納骨堂に眠ったままである。

県民の保健、衛生という大義の名のもとに、終生隔離され、遺骨になっても故郷に、また家族のもとに帰れないという不条理があつてはならない。ハンセン病問題を教訓とし、二度と再びこのような重大な人権侵害が繰り返されないよう全ての県民が誓い、ここに「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」を建立する。

平成二十年六月

鳥取県知事 平井 伸治

この碑は、建立の趣旨に賛同いただいた多くの県民の募金により建立されたものです。

この碑文にある「癩^{らい}予防法」は、昭和六年に制定されましたが、昭和二十八年「らい予防法」に改正されたのち、平成八年に廃止され、「らい」の語は「ハンセン病」に改められました。

おわりに

ハンセン病については、今もなお社会の中に誤解と偏見が根強く残っており、元患者やその家族・遺族の方々は、差別を受けることを恐れて、息をひそめるようにして過ごしておられるのが現状です。

感染症と言えば、エイズ患者に対する偏見や差別が繰り返されてきましたが、新型コロナウイルス感染症に関連しても、誤解や偏見に基づく差別的な言動の事例が多く報道されました。

私たちは、ハンセン病の人権侵害の歴史から教訓を学び取り、自らの問題として人権が尊重される社会を作り、あらゆる差別や人権侵害をなくすよう努めていかなければなりません。

ハンセン病に関する年表

年 月		事 項 ㊦は鳥取県関連	備 考
1873年	明治 6年	ノルウェーのアルマウル・ハンセン博士が病原菌（らい菌）を発見	・遺伝病説を否定、伝染病であることを決議 ・強制隔離を主な柱とするらい患者を「近代国家の恥」とし、浮浪する患者の収容を行う。
1897年	30年	第1回国際癩会議（ベルリン）	
1907年	40年	「 ^{らい} 癩予防二関スル件」の制定	
1915年	大正 4年	断種手術開始	・患者総数 16,261人
1916年	5年	「 ^{らい} 癩予防二関スル件」の一部改正（懲戒検束権）	
1919年	8年	内務省によるハンセン病患者一斉調査の結果まとまる。	
1930年	昭和 5年	岡山県に国立療養所長島愛生園開園（初めての国立療養所）	・ハンセン病は治る病気と認識される。 ・昭和29年まで3年にわたって行われた。 ・らい患者に対する特別法不要、偏見除去、可能な限り在宅で治療などを決議 ・人材や設備が不十分な国でも治療が可能になる。 ・「らい」の呼び名が「ハンセン病」となる。
1931年	6年	「 ^{らい} 癩予防法」の制定	
1936年	11年	「無らい県運動」高まる。	
1943年	18年	カービル療養所（アメリカ）でプロミン治療により菌陰性化患者軽快退所が可能となる。	
1947年	22年	国内で特効薬プロミンの試験的使用開始	
1949年	24年	国内でプロミンの全面的使用開始	
1952年	27年	鳥取演劇集団の長島愛生園への慰問	
1953年	28年8月	「らい予防法」へ改正	
1956年	31年4月	ローマ国際会議（ハンセン病患者の救済と社会復帰のための国際会議）	
1964年	39年11月	㊦鳥取県「里帰り事業」開始（全国初）	
1981年	56年	WHOで多剤併用療法（数種類の薬剤を併用して治療する方法）を提唱	
1996年	平成 8年4月	らい予防法廃止	
	8月	㊦西尾知事（当時）が長島愛生園、邑久光明園を訪問する	
1997年	9年7月	㊦ハンセン病ふるさと交流（夢みなと博）	
2001年	13年5月	ハンセン病国家賠償請求訴訟、熊本地裁原告勝訴判決 国控訴断念、原告の勝訴確定	
	6月	㊦片山知事（当時）が長島愛生園、邑久光明園を訪問し、反省と謝罪の意を表明 ㊦遺骨里帰り支援事業実施（平成13～14年度）	
2002年	14年6月	㊦ハンセン病資料集「風紋のあかり」発刊	
2003年	15年3月	㊦ハンセン病問題啓発ビデオ「砂丘はありますか？大山はありますか？」作成	
2008年	20年6月	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の成立 ㊦「ハンセン病の碑」を建立	
2009年	21年3月	㊦鳥取県立図書館に「ハンセン病問題啓発資料コーナー」を設置	
	4月	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の施行	
	6月	厚生労働省が6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定める。	
2013年	25年	㊦DVD「ハンセン病回復者の証言」作成	
	7月	㊦平井知事が長島愛生園、邑久光明園を訪問し、反省と謝罪の意を表明	
2016年	28年4月	最高裁が「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」を公表し、長官が謝罪表明	
2019年	令和元年 6月	ハンセン病家族訴訟、熊本地裁原告勝訴判決	
	7月	国控訴断念、原告の勝訴確定	
	11月	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の成立	

全国のハンセン病療養所及び入所者数〔鳥取県関係者数入り〕

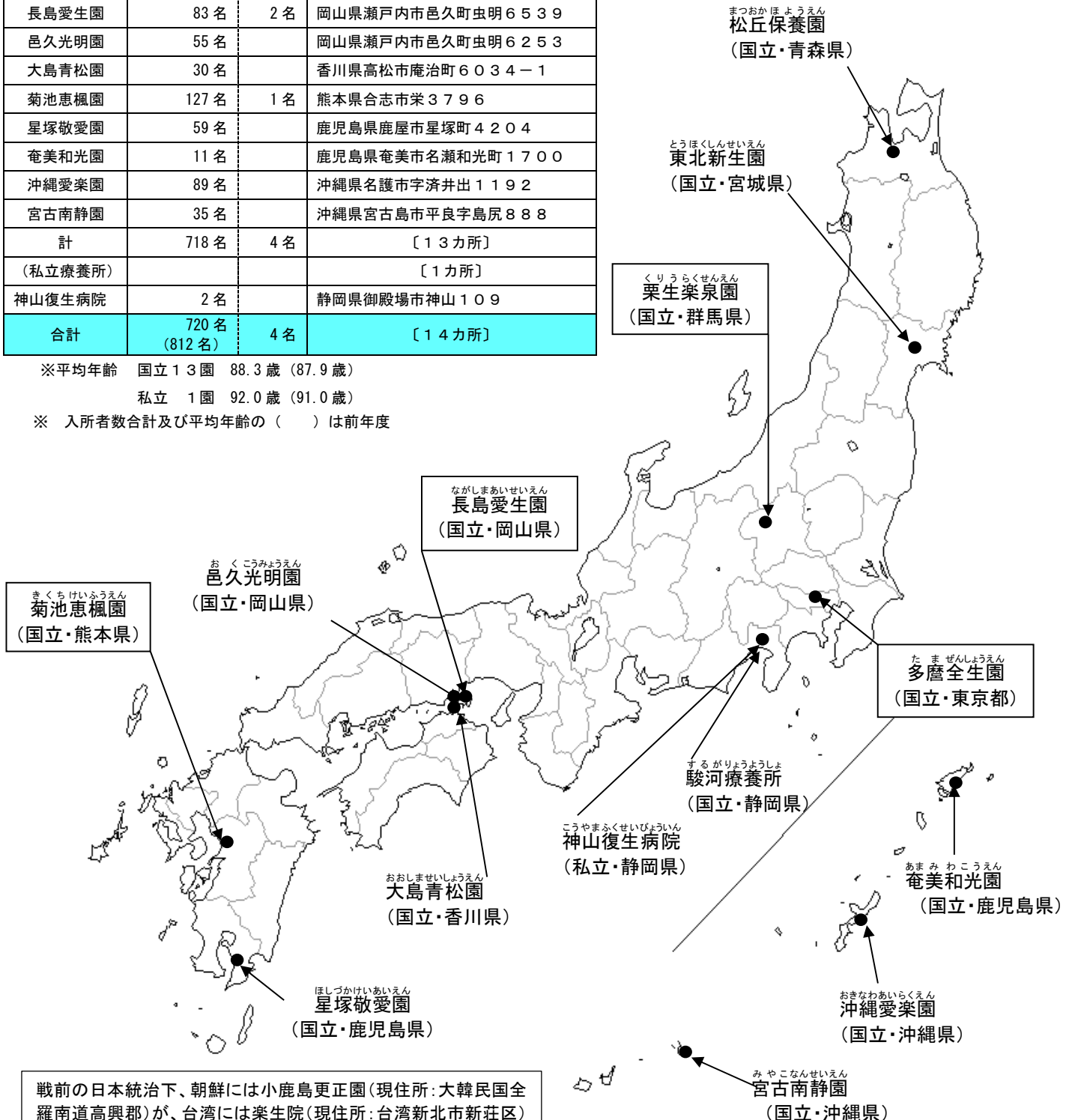
施設名	入所者数		所在地
	全国	鳥取県	
(国立療養所)			
松丘保養園	41名		青森県青森市大字石江字平山19
東北新生園	26名		宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢1
栗生楽泉園	32名	1名	群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647
多磨全生園	94名		東京都東村山市青葉町4-1-1
駿河療養所	36名		静岡県御殿場市神山1915
長島愛生園	83名	2名	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539
邑久光明園	55名		岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253
大島青松園	30名		香川県高松市庵治町6034-1
菊池恵楓園	127名	1名	熊本県合志市栄3796
星塚敬愛園	59名		鹿児島県鹿屋市星塚町4204
奄美和光園	11名		鹿児島県奄美市名瀬和光町1700
沖縄愛楽園	89名		沖縄県名護市字済井出1192
宮古南静園	35名		沖縄県宮古島市平良字島尻888
計	718名	4名	〔13カ所〕
(私立療養所)			〔1カ所〕
神山復生病院	2名		静岡県御殿場市神山109
合計	720名 (812名)	4名	〔14カ所〕

全国入所者数はR6.5.1時点
(県関係はR6年10月時点)

※平均年齢 国立13園 88.3歳(87.9歳)

私立 1園 92.0歳(91.0歳)

※入所者数合計及び平均年齢の()は前年度



お問い合わせ先

〒 680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課
電 話 (0857)26-7194、7769
ファクシミリ (0857)26-8726
電子メール kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp